

## 特殊車両の指導・取り締まりを実施します

磐城国道事務所は、いわき市の国道6号において、所轄警察署の協力のもと、特殊車両の取り締まりを実施します。

この取り締まりは道路の保全や交通事故などの危険防止、及び特殊車両通行許可が適正に履行されているかを確認し、違反車両に対して必要な措置を命じることを目的として実施しているものです。

1. 日 時 平成25年10月29日(火) 14時00分～16時00分  
※ただし、雨天時は中止する場合があります。
2. 場 所 国道6号 いわき市錦町蒲田地内(勿来車両検測所) … 裏面参照
3. 協力警察署 いわき南警察署

(過去の実施状況)



・重量の測定及び  
特殊車両通行許可証の内容を確認



・車両の寸法を測定し、違反がないか確認

- 取材される方は、実施場所(勿来車両検測所)に直接お越し下さい。担当者がご案内いたします。
- なお、このご案内は、報道機関の取材のための案内が目的であるため、**実施前に内容についての公表は厳禁とさせていただきます。(10月29日(火)16時以降解禁)**

発表記者會等：いわき記者会、いわき記者クラブ、いわき市広報広聴課  
福島建設工業新聞

### < 問い合わせ先 >

国土交通省 東北地方整備局 磐城国道事務所

TEL 0246-23-2211(代表)

副所長 藤原 久(内線205)

管理課長 橋本 幸雄(内線431)



# 特殊車両指導取締 実施案内図



・指導取締を取材される方は、**勿来車両検測所**に直接お越し下さい。



## 道路法に定められている車両制限

道路は一定の構造基準により造られています。そのため、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度を下記のとおり定めています。

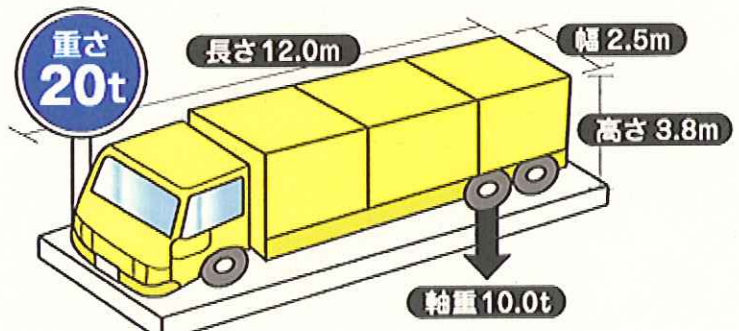
この最高限度のことを「一般的制限値」といいます。

(道路法第47条第1項、車両制限令第3条)

車両の諸元		一般的制限値 (最高限度)
幅		2.5メートル
長さ		12.0メートル
高さ		3.8メートル (高さ指定道路は4.1メートル)
重さ	総重量	20.0トン (重さ指定道路は25.0トン)
	軸重	10.0トン
	隣接軸重	○隣り合う車軸の軸距が1.8メートル未満 18.0トン (ただし、隣り合う車軸の軸距が1.3メートル以上、かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5トン以下のときは19.0トン) ○隣り合う車軸の軸距が1.8メートル以上 20.0トン
	輪荷重	5.0トン
最小回転半径		12.0メートル

正しい基準を守りましょう

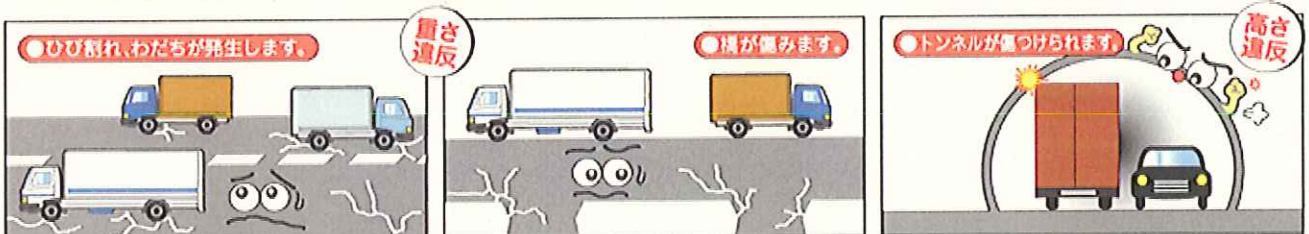
これらの基準のうち  
ひとつでも超えると、  
「特殊車両」です。



## 違反大型車が道路構造物に与える影響

道路が傷ついています

大型の特殊車両は、法令により道路管理者の許可を受けて通行しなければなりません



重量が20%増になると → 橋にかかる負担は約9倍 → 多額の補修費がかかります  
道路にかかる負担は約2倍



違反大型車が道路交通に与える影響

○セミトレーラが対向車線にはみ出し、普通乗用車と接触し横転

当該車両は特殊車両通行許可を取得せずに走行



○セミトレーラが交差点を右折した際、積荷のワイヤーロープが切れ、積荷が落下

当該車両は特殊車両通行許可を取得せずに走行



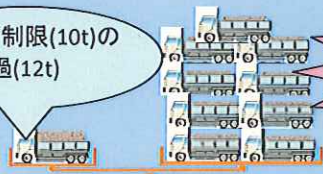


# 違反者の名称や違反内容の公表を開始します

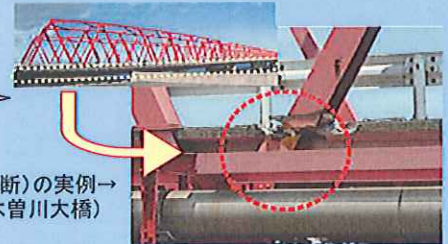
平成25年1月30日付けで「特殊車両の通行に関する指導取締要領」の一部改正が行われ、平成25年3月1日より、「車両制限令」第3条に定める『寸法・重量』を超える車両を、「特殊車両通行許可」を受けずに、または許可の内容に違反して走行させることを繰り返し行った場合、是正指導を行い、それにも関わらず違反が確認された場合には、その違反者の名称や違反内容等を公表します。  
[http://www.mlit.go.jp/report/press/road01\\_hh\\_000326.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000326.html)

## 重量制限超過は、みんなの財産である道路構造物に負担をかけています

軸重が制限(10t)の  
2割超過(12t)



橋への負担は  
制限(10t)以下の車両で  
9台分以上!!!



## 下表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です

	道路の構造による限度 (車両制限令等)
長さ	走行(連結・積載)状態で 12m ※トレーラ等連結車はほとんどが これを超えます。
幅	積載状態で2.5m
高さ	積載状態で3.8m (一部道路では4.1m)
総重量 (車+乗員+荷物)	積載状態で20t (一部道路では車両の構造に応じ て最大25t)
軸重	積載状態で最大10t



### 【注意】

・車両の大きさや重さに関する制限はこのほかにも「道路運送車両法」、「道路交通法」でも定めがあります。  
 ・自動車検査証に記載の車両総重量等の範囲内であっても、左表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です。

## 「特殊車両通行許可」の申請と許可について

- ・車両を通行させようとする者(運送事業者、荷主等)が申請しなければなりません。
  - ・道路管理者(国、都道府県、市町村等)は、申請された車両が安全に通行できるか否かを、道路の構造と照らし合わせて確認を行います。
  - ・複数の道路管理者が管理する道路にまたがる申請経路の場合、申請を受け付けた道路管理者(例えば国道事務所)で一括して手続き(他の道路管理者との協議を含む。)を行っています。
  - ・道路管理者が異なる複数の道路に係る許可の申請をする場合、「協議」に要する実費として手数料が必要です。  
 (※行政書士に代理申請を依頼する場合には、別途行政書士に支払う報酬が必要となります。)
- ▶ インターネット経由の申請も可能です。詳細は下記のURLをご参照ください。

<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

【ご注意下さい】 許可された経路及び許可に附された条件による走行が必要です。

→ 許可は、車両や経路を限定して一定の条件のもと走行を可能とするものです。許可にあたっては、橋等への負荷を軽減させるために、あるいは交差点折進時における対向車両の安全等を確保するために前後に誘導車を配置する措置や、交通量の少ない夜間に通行する措置等を条件として附す場合があります。  
 これらに違反して繰り返し通行した場合、是正措置を行った上で、違反者の名称や違反内容を公表します。また、罰則の適用を受けることがあります。(道路法第102条第1号)